

バラエティ・オープン

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.8.11

毎月
分配型VARIETY®
バラエティ・オープン

(注)「バラエティ」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先

ホームページ www.gsam.co.jp
アドレス

電話番号 03-6437-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 一般	年12回(毎月)	グローバル (日本を除く)	あり (50%ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うバラエティ・オープン(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年2月10日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月11日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：1兆5,728億円(2016年6月末現在)

資本金：4億9,000万円(2016年8月10日現在) グループ資産残高(グローバル)：1兆827億米ドル(2015年12月末現在)

ファンドの目的

主として日本を除く主要先進国の債券および各国の通貨への投資を通じて、高いインカム(利息等)収益の確保を図りつつ、信託財産の長期的な成長をめざします。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1** 日本を除く主要先進国の債券および通貨を主要投資対象とします。
- 2** 組入債券のインカム収益を中心に、原則として、毎月分配を行います。
- 3** JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル 除く日本、50%円ヘッジ)をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。
- 4** 付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を積極的に活用します。

本ファンドでは、50%円ヘッジを基本とした債券ポートフォリオを構築する一方で、これとは独立した通貨運用ポジションを構築することにより、超過収益の獲得をめざします。したがって、ファンド全体では円に対するヘッジ比率が常に50%に維持されるとは限りません。

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

各国の通貨動向に対する見通しを誤った場合、損失を被ります。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

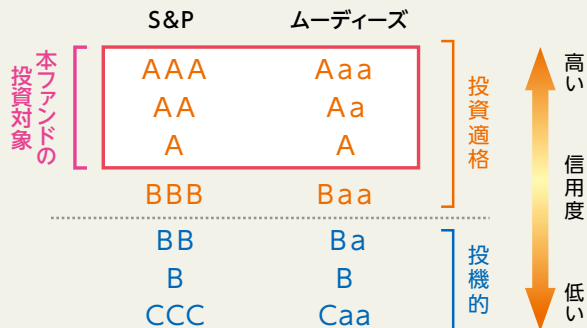
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

ファンドの投資対象

投資対象とする債券の信用格付けの位置付け



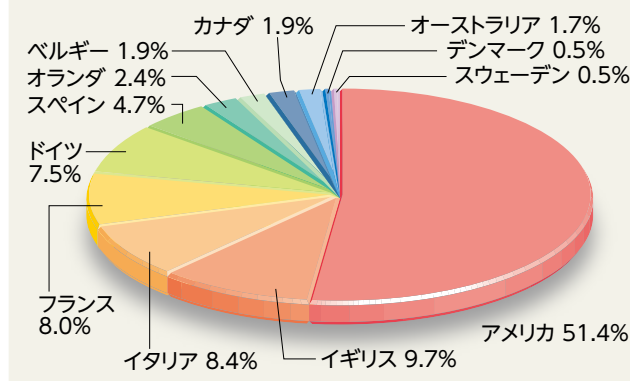
格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社または投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

本ファンドは、投資対象とする国および通貨を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向などの影響を低減することに加え、取得時における投資対象債券の信用格付けをシングルA格(シングルAマイナス格も含まれます。)相当以上とすることで、信用リスクの低減をめざします。

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

ファンドのベンチマーク

ベンチマークの国別構成比



本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル 除く日本、50%円ヘッジ)をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

2016年5月末現在
出所：JPモルガン

左記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。左記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。左記はインデックスの比率であり、すべてに投資するとは限りません。また、左記以外に投資する場合もあります。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループおよび計量戦略グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドの運用においてグローバル債券・通貨運用グループは主として債券および通貨の運用を、計量投資戦略グループは主として通貨の運用を担当しています。

本ファンドでは、「世界債券運用」および「通貨のアクティブ運用」の2つの運用戦略を採用し、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。

世界債券運用

デュレーション*1
戦略

国別配分
戦略

セクター配分
戦略

クロス・マクロ*2
戦略

個別銘柄選択
戦略

「世界債券運用」部分においてはベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることによって、リターンの向上をめざします。

*1 デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度のことであり、これが長いほど、金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。

*2 「クロス・マクロ戦略」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

通貨のアクティブ運用

「通貨のアクティブ運用」部分では、複数の投資対象通貨による多通貨運用を行います。

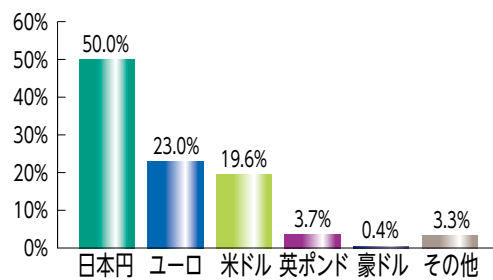
投資対象通貨の例



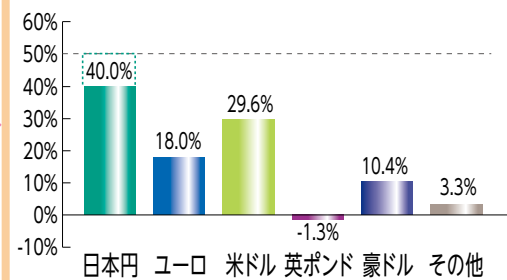
投資対象通貨は市場環境の変化等に伴い随時見直されます。

概念図(例)

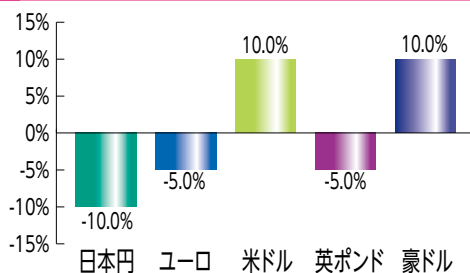
1 ベンチマークの通貨配分



3 ファンド全体の通貨配分(1+2)



2 為替相場見通しに基づくポジション



50%円ヘッジしたベンチマークの通貨配分を基本とする(図1)一方、これとは独立した形で、為替相場見通しに基づいた通貨運用ポートフォリオ(図2)を別途構築することにより、超過収益の獲得をめざします。

上記の例のように、日本円に対する見通しが弱気の際には、ファンド全体で見た円ヘッジ比率が50%を下回り、逆に強気のときには、同比率が50%を上回る場合があります。

ファンド全体で見た通貨配分は、50%円ヘッジした通貨配分(図1)に加えて、為替見通しに基づくポジション(図2)が反映されます。そのためファンド全体の通貨配分(図3)においては、対円での為替ヘッジ比率が常に50%に維持されるわけではありません。

上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、現時点でのポジションを示すものではありません。本ファンドの運用成果を示唆または保証するものではありません。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

上記の各運用手法がその目的を達成できる保証はありません。

主な投資制限

- 主要な投資対象である外国公社債は、原則として取得時にA格以上とします。この投資信託への公社債の組入比率は純資産総額の0～100%の範囲内とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 外貨建資産への投資については特に制限を設けません。
- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、組入債券からの利息等収益を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



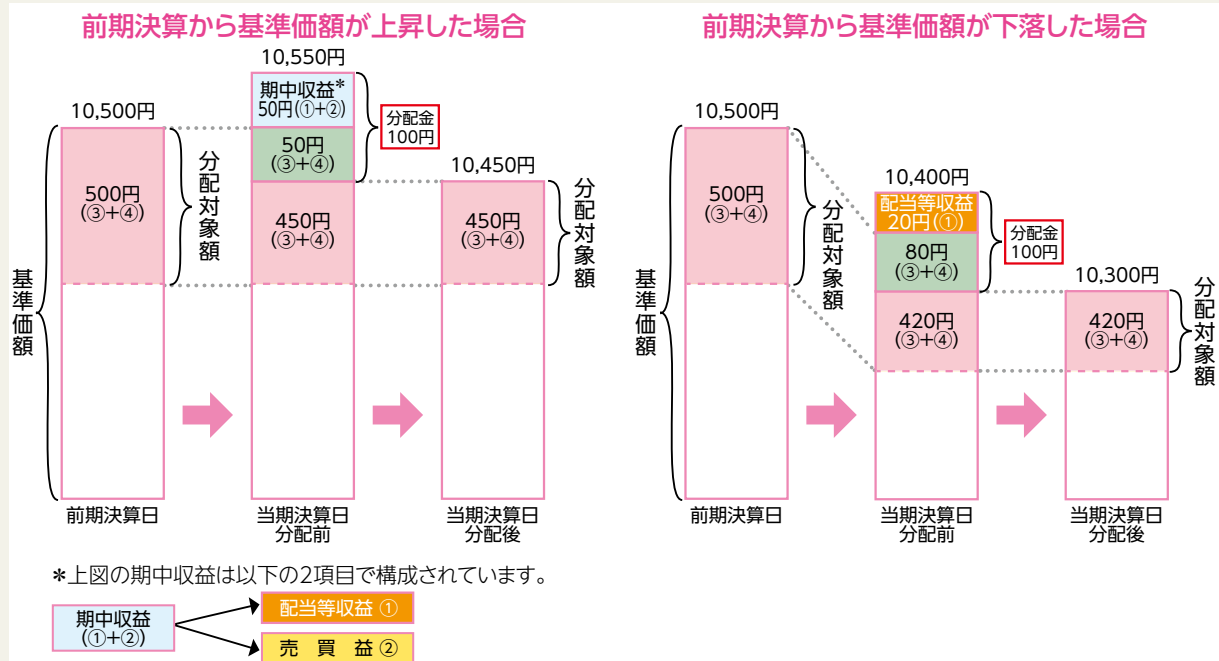
収益分配金に関わる留意点(続き)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

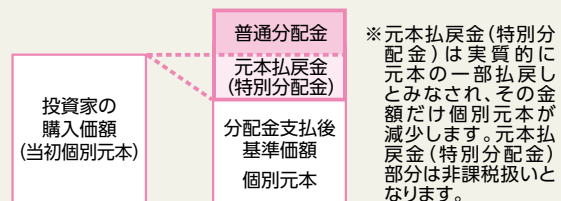


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

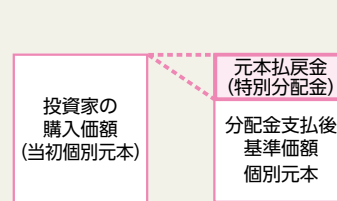
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

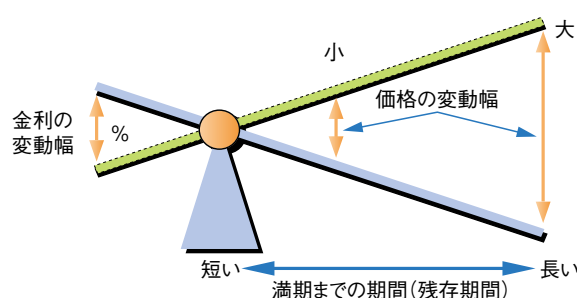
債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の倒産等の理由で利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること(債務不履行)等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

為替リスク

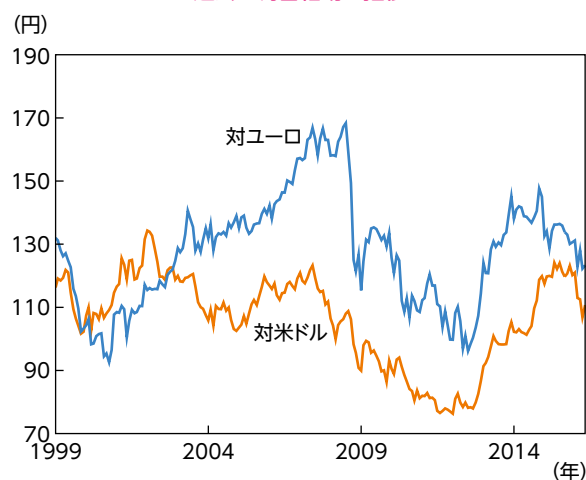
本ファンドの主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、50%円ヘッジを基準に為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

過去の為替相場の推移



期間：1999年1月～2016年5月

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

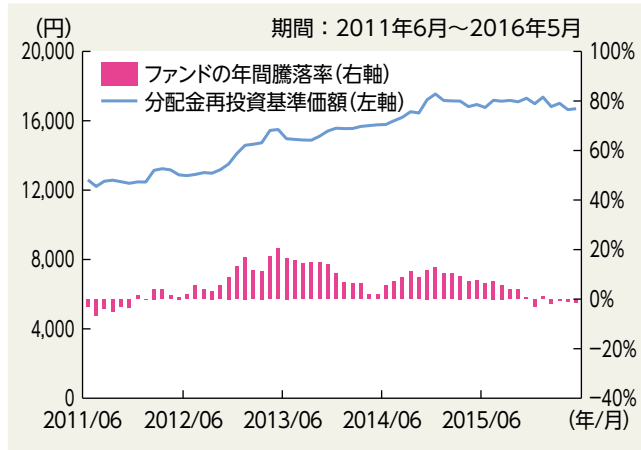
リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

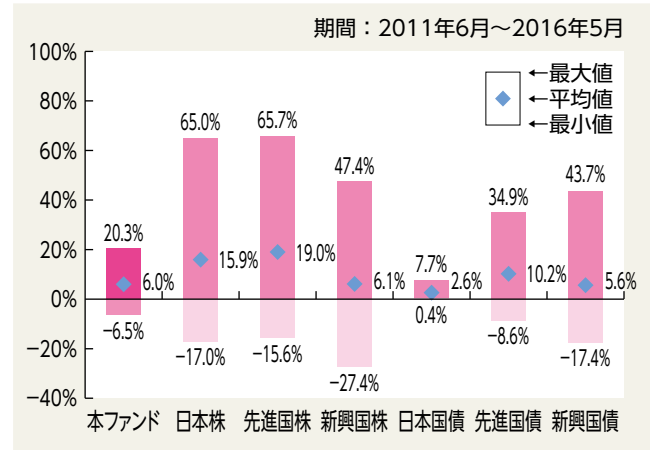
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

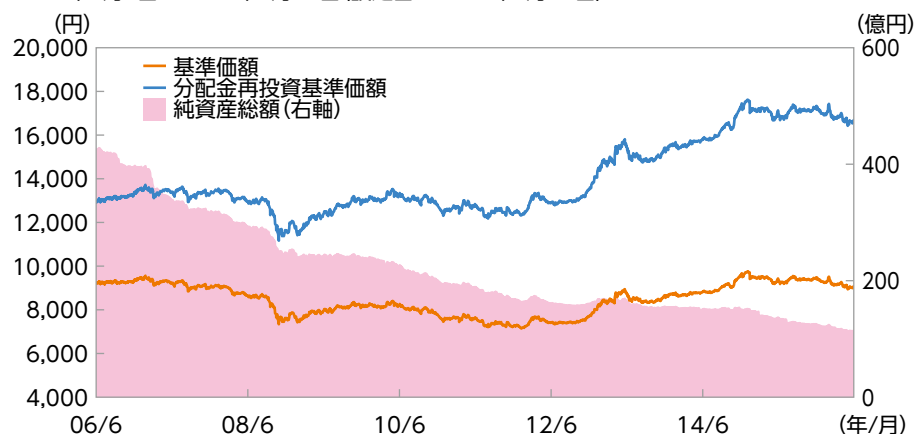
本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

2006年6月1日～2016年5月31日(設定日：1998年2月12日)



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	9,075円
純資産総額	113.7億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.30%
3ヵ月	-0.72%
6ヵ月	-3.51%
1年	-2.05%
3年	7.74%
5年	30.76%
設定来	66.92%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/6/10	15/7/10	15/8/10	15/9/10	15/10/13	15/11/10	15/12/10	16/1/12	16/2/10	16/3/10	16/4/11	16/5/10	直近1年累計	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	120円	5,331円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

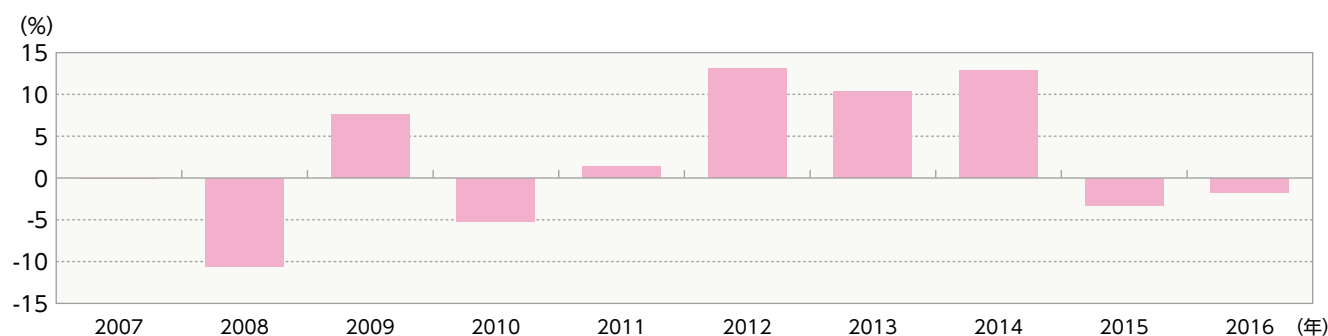
	通貨	銘柄	償還日	種別	格付(注)	クーポン	比率
1	CAD	カナダ国債	2021/ 3 / 1	国債	AAA/Aaa	0.750%	10.9%
2	EUR	イタリア国債	2031/ 5 / 1	国債	BBB-/Baa2	6.000%	5.3%
3	EUR	ドイツ国債	2019/ 2 / 22	国債	AAA/Aaa	1.000%	3.7%
4	EUR	ベルギー国債	2024/ 6 / 22	国債	AA/Aa3	2.600%	2.6%
5	USD	ドイツ復興金融公庫	2018/ 8 / 6	政府関係機関債	AAA/Aaa	1.125%	2.5%
6	USD	ワコビア・バンク・コマーシャル・モーゲージ・トラスト	2046/ 5 / 15	社債	AA/Aaa	5.608%	2.4%
7	SEK	スウェーデン国債	2017/ 8 / 12	国債	AAA/Aaa	3.750%	1.9%
8	USD	アメリカ国債	2018/ 4 / 15	国債	AA+/Aaa	0.125%	1.9%
9	USD	JPモルガン・チェース・コマーシャル・モーゲージ	2049/ 2 / 12	社債	A+/Aaa	5.699%	1.8%
10	GBP	イギリス国債	2045/ 1 / 22	国債	AAA/Aa1	3.500%	1.6%

(注) 上記格付は、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

ポートフォリオ情報

ファンドの デュレーション	6.79年
ベンチマークの デュレーション	7.22年
加重平均クーポン	2.46%
平均格付	AA

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。
●2016年は1月から5月末までの騰落率を表示しています。

お申込みメモ

購 入 単 位	10万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日(以下「ロンドンの休業日」といいます。) ※購入申込の場合において購入金額が5億円超の場合には、決算日から起算して5営業日(「ロンドンの休業日」を除きます。)以内に限りお申込みを受付けます。
申 込 締 切 時 間	「ロンドンの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購 入 の 申 込 期 間	2016年2月11日から2017年2月10日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの大口のご換金は制限することがあります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(設定日：1998年2月12日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.24% (税抜3%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。			
換金時	信託財産留保額	なし			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して		年率 1.8576% (税抜1.72%)	
		内訳			
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.972% (税抜0.9%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.81% (税抜0.75%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0756% (税抜0.07%)
	※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
随 時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

上記は、2016年8月10日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。